

平成20年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成20年5月13日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	5月13日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実	保険医療課 長	鈴木 利彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課 長	佐野 宗夫	下水道課 長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室 長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
消防本部	消防長	上田 正治			
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	1 2 番	大 原 龍 彦	1 3 番	吉 田 正 昭

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第3 議会議長の辞職
- 追加日程第4 選挙第2号 議会議長の選挙
- 追加日程第5 議会副議長の辞職
- 追加日程第6 選挙第3号 議会副議長の選挙
- 追加日程第7 選任第1号 議会常任委員会委員の選任
- 追加日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第9 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任
- 追加日程第10 同意第2号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第11 選挙第4号 海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第12 選挙第5号 海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第13 選挙第6号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程第14 選挙第7号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第15 議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成20年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、臨時会終了後、議員互助会役員会及び総会を開催いたします。

ここで、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次自己紹介の発言を許可いたします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

自己紹介した。

○都市計画課長 志治正弘君

自己紹介した。

○議会事務局主事 山田尚徳君

自己紹介した。

○議長 菊地 久君

伊藤俊一君より、葬儀のため11時ごろから中座したい旨申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回

蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には金山昭司君を指名いたします。

ここで、本会議をいったん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 小原喜一郎君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 小原喜一郎君

それでは、委員の皆様方におかれましては委員会室へ集まっていただきますようによろしくお願いいたします。

○議長 菊地 久君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時02分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時15分)

○議長 菊地 久君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 小原喜一郎でございます。

ただいま開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

まず最初に、本臨時会の会期についてでございますが、今日1日とさせていただきます。

次に、付議事件の取り扱いについてでございます。議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」でございますが、この議案の提案の時期でございますけれども、議会人事がすべて終了後に上程し、直ちに委員会付託をせずに議案の説明の後、審議して採決を行うこととさせていただきます。

次に、議事日程についてでございますが、別紙、皆さんのお手元に配ってあると思いますけれども、平成20年第1回蟹江町臨時会日程案によるということでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、その他についてでございますけれども、議会の選挙の結果、得票数が同数になった場合の取り扱いです。くじ引きということにさせていただくわけでございます。それで、抽選箱を使用して、くじ棒を人数分用意いたします。くじの回数は2回として、当選番号は1番とさせていただきます。くじを引く順番でございますけれども、年長議員から随時行って

いただくというふうにさせていただきます。

なお、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてでございますが、これにつきましては議員総会の際に報告をさせていただくこととなりました。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番大原龍彦君及び13番吉田正昭君を指名いたします。

○議長 菊地 久君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 菊地 久君

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、各派の調整が必要でございますので、各派代表者会議をお願いしたいと思います。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時21分)

○副議長 山田乙三君

大変長らくお待たせいたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

○副議長 山田乙三君

これより議長にかわり副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど、菊地 久君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、

直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長 山田乙三君

追加日程第3 「議会議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、菊地 久君の除斥を求めます。

(10番議員退場)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

朗読した。

○副議長 山田乙三君

お諮りします。

菊地 久君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、菊地 久君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

菊地 久君の除斥を解きます。

(10番議員入場)

ここで、菊地 久君の議長辞職のあいさつを許可いたします。菊地 久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

ただいまは、私、一身上の都合によりまして、議長の辞職を認めていただきまして、本当にありがとうございました。

思えば32年ぶりに初めて議長にならせていただきまして、この1年間、できることならば蟹江町議会の開かれた議会として、そして、議会の改革をさらに目指していきたい。そういう思いでいっぱいでございますけれども、どうか次期議長になられた方は、その意思を次いでいただいて、すばらしい蟹江町議会にさせていただきますよう心からお願いを申し上げますと同時に、このような議長でございましたけれども、1年間、大変ご協力をいただきましたことに対しまして議員の皆様方に厚く御礼を申し上げますと同時に、町長を始め理事者の皆様方大変なご協力に対しまして感謝を申し上げます次第でございます。これからは蟹江町発展のために一層努力してくださりますようお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。

どうも本日はありがとうございます。(拍手)

(10番議員降壇)

○副議長 山田乙三君

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

選挙第2号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号「議会議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長 山田乙三君

追加日程第4 選挙第2号「議会議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に米野秀雄君、伊藤俊一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より、順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

米野秀雄君、伊藤俊一君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果をご報告いたします。

投票総数16票。

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

奥田信宏君 10票

中村英子君 6票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、奥田信宏君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました奥田信宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長就任のあいさつを許可いたします。奥田信宏君、ご登壇してください。

(16番議員登壇)

○16番 奥田信宏君

また、はからずも議長の職につかせていただくことになりました奥田でございます。蟹江町民のため、そして、幸せと発展のために議員の皆さん、そして理事者の皆さんと英知を結集して邁進していきたい。そのように思っております。前議長さん同様、皆様方の何とぞご協力をいただきますようお願いを申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(16番議員降壇)

○副議長 山田乙三君

どうもありがとうございました。

これをもちまして、新議長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

ここで、議長と交代する間、暫時休憩いたします。

(午後 2時17分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

○議長 奥田信宏君

ここで、各派の調整が必要ですので、各派代表者会をお願いしたいと思います。各代表者の方は会議室にご参集ください。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午後 2時18分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時27分)

○議長 奥田信宏君

先ほど、山田乙三君から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第5 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田乙三君の除斥を求めます。

(14番議員退場)

辞職願を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

朗読した。

○議長 奥田信宏君

お諮りをいたします。

山田乙三君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、山田乙三君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

山田乙三君の除斥を解きます。

(14番議員入場)

ここで、山田乙三君の副議長辞職のあいさつを許可いたします。山田乙三君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 山田乙三君

副議長という大役を1年間相務めさせていただいたわけではありますが、蟹江町のため、蟹江町町民のためと、こういう一念でもってやらせていただきましたが、何分ふなれな

点もあったかと思ひます。議員各位あるいは理事者の皆さん方には、一部ご迷惑をかけた点も多々あろうかと思ひます。高いところではございますけれども、おわびを申し上げ、1年間ご協力いただきましたことに感謝を申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(14番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。

選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第6 選挙第3号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に吉田正昭君、山田邦夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を今改めております。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より、順次投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

吉田正昭君、山田邦夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果をご報告いたします。

投票総数16票。

有効投票 1 6 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

伊 藤 正 昇 君 1 0 票

林 英 子 君 6 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、伊藤正昇君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選をされました伊藤正昇君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長就任のあいさつを許可いたします。伊藤正昇君、ご登壇してください。

(15番議員登壇)

○15番 伊藤正昇君

このたび副議長という大役をお受けすることになりました。議員各位には、いろいろとご指導、ご鞭撻をいただきたいと思っております。

また、奥田議長のもと足を引っ張らないように頑張りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

(15番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

ここで、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、各代表者の方は会議室にご参集ください。

休憩中に税務課長を除く各課長の退席を許可いたします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午後 2時39分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時36分)

○議長 奥田信宏君

日程第7 選任第1号「議会常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りをいたします。

議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会常任委員会委員は、お手元に配付をいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで、所属氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読させていただきます。

なお、指名につきましては議席順でございますので、よろしくお祈りをいたします。

総務民生常任委員会委員、松本正美議員、山田邦夫議員、米野秀雄議員、小原喜一郎議員、中村英子議員、菊地 久議員、大原龍彦議員、奥田信宏議員、以上8名でございます。

続きまして、防災建設常任委員会委員、伊藤俊一議員、高阪康彦議員、林 英子議員、黒川勝好議員、猪俣二郎議員、吉田正昭議員、山田乙三議員、伊藤正昇議員、以上8名でございます。

○議長 奥田信宏君

日程第8 選任第2号「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、お手元に配付をいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで、委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、朗読をさせていただきます。

これにつきましても議席順でございますので、よろしくお祈りをいたします。

議会運営委員会委員、高阪康彦議員、小原喜一郎議員、黒川勝好議員、山田乙三議員の4名でございます。

なお、オブザーバーとしまして、松本正美議員、それから中村英子議員でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第9 選任第3号「議会広報編集委員会委員の選任」を行います。

お諮りをいたします。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定を準用し、お手元に配付をいたしました名簿のとおり指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで、委員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長 松岡英雄君

引き続きまして、朗読をさせていただきます。

議会広報編集委員会委員、こちらにつきましても議席順でございますので、よろしく願いいたします。

松本正美議員、山田邦夫議員、米野秀雄議員、林 英子議員、黒川勝好議員、吉田正昭議員の6名でございます。

○議長 奥田信宏君

ここで、本会議を暫時休憩し、各常任委員会等の正副委員長を互選していただきます。

念のため申し上げますが、委員長の互選は委員会条例第9条第2項の規定により、その職務はそれぞれ年長委員により行うことになっております。

なお、正副委員長が決まりましたら、議長への報告をお願いいたします。

委員会ごとの部屋割りをいたします。総務民生常任委員会は会議室1、防災建設常任委員会は協議会室です。以上が終わりましたら、引き続き議会運営委員会を先に会議室で行い、その後、議会広報編集委員会を協議会室で順次行います。

それでは、暫時休憩といたします。

(午後 3時41分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時28分)

○議長 奥田信宏君

ただいま開催されました各常任委員会等の正副委員長が互選をされましたので、ご報告をいたします。

総務民生常任委員会の委員長に中村英子君、同副委員会に松本正美君。

防災建設常任委員会の委員長に高阪康彦君、同副委員長に吉田正昭君。

議会運営委員会の委員長に黒川勝好君、同副委員長に山田乙三君。

議会広報編集委員会の委員長に吉田正昭君、同副委員長に林 英子君。

以上であります。

お諮りをいたします。

同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」、選挙第4号「海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙」、選挙第5号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」、選挙第6号「海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙」、選挙第7号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を、この際、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、5案件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第10 同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、地方自治法第117条の規定により、猪俣二郎君の除斥を求めます。

(11番議員退場)

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号「蟹江町監査委員の選任について」は、同意することに決定をいたしました。

猪俣二郎君の除斥を解きます。

(11番議員入場)

○議長 奥田信宏君

追加日程第11 選挙第4号「海部地区休日診療所組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

海部地区休日診療所組合議会議員に山田邦夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました山田邦夫君を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました山田邦夫君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選をされました山田邦夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

追加日程第12 選挙第5号「海部南部広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に中村英子君、米野秀雄君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました中村英子君、米野秀雄君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました中村英子君、米野秀雄君が海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました中村英子君、米野秀雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

追加日程第13 選挙第6号「海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に菊地 久君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地 久君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました菊地 久君が海部地区環境事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選をされました菊地 久君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

追加日程第14 選挙第7号「海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わりました。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。海部地区水防事務組合議会議員に高阪康彦君を指名いたします。お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました高阪康彦君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました高阪康彦君が海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選をされました高阪康彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第15 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

会議時間が5時を過ぎるかもしれませんが、お諮りをいたします。

会議時間を過ぎた場合は、暫時延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会議時間が5時を過ぎましても多少延長をさせていただきます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

この制度は、俗にエンジェル税制というんだそうですけれども、この改正の内容、特に改正要点について述べられているんですけども、特定中小会社というのは、これは設立3年目までの中小企業新事業活動促進法で認定を受けた会社というようなことのようにですけども、これはどういう会社なのか。そもそもこの中小企業新事業活動促進法というのはどういう内容のものかということをご説明いただきたいというふうに思うんですけども、もう一つは、蟹江町にそのような企業があるかどうかについても伺いたいというふうに思うわけでありまして。それが第1点です。

第2点は、所得税の寄附金控除と選択制になっているようですね。これは、つまりどちらか有利なほうを選択するというふうになっているだろうと思うけれども、かなり差が生まれ

る可能性があるものなのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○税務課長 長尾彰夫君

お答えします。

まず、今回のエンジェル税制の改正、今回、附則20条というのは、基本的にはこのエンジェル税制の改正なんです、一応この中でいわゆるエンジェル税制が適用されるベンチャー企業ですけれども、一応この企業の要件でございますが、一応要件につきましては、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第3条に規定されている企業でありまして、事前に経済産業大臣の承認を得る必要があるということがまず前提になります。

主な要件といたしましては、設立10年未満の創業期の中小企業であること。それから、研究開発や事業化に係る費用を一定以上支出している企業であること。それからあと、外部からの投資を6分の1以上取り入れている会社であること。それからあと、大規模会社の子会社でないこと。それから、未登録、非上場の株式会社であることなどの要件すべてを満たす企業がベンチャー企業ということで、経済産業大臣の事前確認を受けるという要件になっております。当然この要件を満たさない企業については、今回のエンジェル税制の対象には当然ならないこととなります。非常に厳しい条件が、要件としてははまっている状況でございます。

このベンチャー企業が、果たして蟹江町にそういう企業があるのかどうかという点でございますけれども、現在、町としては実際のところは把握しておりませんが、経済通産省のホームページで先日ずっと検索しておったんですけれども、一応エンジェル税制の事前確認書の交付企業、こういう見出しがありまして、そこで確認したところ、中部経済産業局管内、この中部管内でございますけれども、岐阜県のほうで1社確認をし、交付をしていると。そういう項目ができております。それ以外については、現在のところ私どもでは把握しておりません。当然蟹江町にもそういうベンチャー企業で確認を受けている業者はないということ認識しております。

それからあと、所得税との絡みでございますけれども、今回、特定ベンチャー企業の株式を当然購入されて、3年以上保有して、それを売った場合、譲渡益が出た場合は譲渡益を2分の1にしますよという特例優遇措置なんです、これを今回、地方税法を廃止したことに伴い、私ども町条例も同様に廃止すると。ただ、これにつきましては、税全体の中でベンチャー企業にできるだけ投資をしてほしいという国側の施策がありまして、その関係で所得税についてでございますけれども、ベンチャー企業に出資した場合ですけれども、出資額から当然5,000円を引いて、その年の総所得金額から控除できるようになるということで、上限は総所得金額の40%または1,000万円のいずれか低い額を寄附金控除として控除するという規定が所得税のほうで今回新たに創設されました。そういう関係で2分の1の譲渡益は廃止

しましたけれども、そういう企業に、寄附金の控除として認めますから、できるだけ投資してくださいという国の方針でございます。

以上でございますけれども。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、先ほどベンチャー企業ということを何度か申されましたんですけども、私が申し上げた中小企業新事業活動促進法のこの法律のもとで幾つかの項目をクリアするための申請をして認定を受けた企業を、ここで要点のところと言う特定中小会社、こういうふうに考えていいんですか。今おっしゃったベンチャー企業というのは、そういう内容のものですね。

(「はい」の声あり)

わかりました。

それで、今おっしゃられましたように、ベンチャー企業が継続的にというか、企業として立ち至っていく上で投資していただければありがたいわけで、その投資を奨励する意味でこの税制が設けられたということだと思うんですけども、それで従来は、ベンチャーに投資をした投資家にこの制度の適用が限られておったのと違うんでしょうか。

今度の改正は、その他にも含めて優遇を受けられるようになったと違いますか。その辺をちょっと聞かせていただきたい。

○税務課長 長尾彰夫君

従来は優遇措置は3点ありまして、今回廃止になりました株式譲渡益を2分の1に圧縮して課税するよという優遇措置と、それからあと、株式を譲渡した場合、譲渡益が出る方ばかりではありませんので、当然損失をされる方もございます。そういう方に対しては3年間、繰越損失を控除として認めますよと。それぞれ2分の1と繰越損失の2点です。それから、もう一点、これは所得税の関係なんですけど、投資額をその年の株式譲渡益から控除しますよという従来からの優遇措置がありましたけれども、それを今度、投資額は寄附金控除の適用を受けて対応しますよと。当然前はその他の株式を保有していないと適用を受けられなかったんですけど、今回はその他の株式を保有していなくても、すべて寄附金控除として認めますよということですので、投資される方にはある程度優遇された改正ではないかと私どもは判断しておりますけれども。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

以上で、本臨時会の会議に付議された事件はすべて議了をいたしました。したがって、平成20年第1回蟹江町議会臨時会を閉会といたします。

(午後 5時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会前議長 菊 地 久

蟹江町議会議長 奥 田 信 宏

蟹江町議会前副議長 山 田 乙 三

12番 議員 大 原 龍 彦

13番 議員 吉 田 正 昭